被災された方へ～住宅の応急修理制度について～

応急修理制度を活用できるのは？

以下の要件を全て満たす方が応急修理の対象となります。

1 自宅が「半壊」又は「大規模半壊」と判定を受けていること

・災害により半壊（※）または大規模半壊の住家被害を受け，そのままでは住むことができない状態にある方。
・全壊の場合は修理を行うことのできない被害を受けているため，原則，応急修理の対象にはなりません。

※半壊の場合，自らの資力で修理できない方が対象

2 応急修理を行うことによって帰宅が可能となること

・対象者が現に避難所，車等で避難生活を送っており，応急修理により居住が可能となる。

3 応急仮設住宅を利用しないこと

・住宅の応急修理と重複して，応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用することはできません。

応急修理とは

1 応急修理の範囲

日常生活に必要な部分で，緊急に応急修理を行う必要のある箇所が対象となります。

【工事例】

①壊れた屋根の補修
②傾いた柱の家起こし
③破損した柱梁などの構造部分の取替
④壊れた床の補修
⑤壊れた外壁の補修
⑥壊れた基礎の補修
⑦壊れた戸，窓の補修
⑧壊れた給排気設備の取替
⑨上下水道配管の水漏れ部分の補修
⑩電気，ガス，電話等の配管の配線の補修
⑪壊れた便器，浴槽等の衛生設備の取替

2 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的な考え方は以下のとおりです。

① 台風の被害と直接関係ある修理のみが対象となります

② 内装に関するものは，原則として対象外です。

（床や外壁の修理と併せて畳や壁紙の補修が行われるときは壁の部分のみが対象となります。）

③ 修理の方法は柱の応急修理が不可能な場合には，壁を新設するなど代替措置も可能です。

④ 家電製品は対象外です。

基準額は

1 限度額　　1世帯あたり595，000円以内

- １つの住宅に２世帯以上の世帯が居住している場合も同額です
- 限度額を超える部分については，申請された方の負担となります。

2 借家の場合の取扱い

借家の場合でも，所有者が修理を行うことができない場合には，所有者の同意を得て応急修理を行うことができます。

お問い合わせ・手続き

1 問合せ先

神栖市役所　開発審査課　Tel　0299-90-1155

　　　　　　都市計画課　Tel　0299-90-1152

2 手続きの流れ

応急修理は修理費用が補てんされる制度ではなく，市町村と修理業者が契約を行ったうえで提供されるものです。このため，被災された方が修理業者に直接費用を支払ってしまった場合には，対象とはなりませんので御注意ください。